

# ホテルロイヤルクラシック大阪

## 宿泊約款

### 適用範囲

- 第1条 当ホテルが宿泊客との間で、締結する宿泊約款及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款の定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、
- 2 当ホテルが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

### 宿泊契約の申込み

- 第2条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名および電話番号
  - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
  - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による）
  - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

### 宿泊契約の成立等

- 第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本料金を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払い期日を指定するに当り、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

### 申込金の支払いを要しないこととする特約

- 第4条 前条2項の規定にかかわらず、当ホテルは契約の成立後同項の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

### 宿泊契約締結の拒否

- 第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
  - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
  - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
  - (4) 宿泊しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」による指定暴力団及び特定暴力団員等又はその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という）であるとき。
  - (5) 宿泊しようとする者が、暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体又は構成員であるとき。
  - (6) 宿泊しようとする者が、暴力団等に該当する者が役員となっている法人又はその構成員であるとき。
  - (7) 宿泊しようとする者が、当ホテル若しくは従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当な要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様の行為を行ったと認められるとき。
  - (8) 宿泊しようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき。

# ホテルロイヤルクラシック大阪

## 宿泊約款

- (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (10) 宿泊しようとする者が、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。  
(大阪府旅館業法施行条例第6条)

### 宿泊客の契約解除権

第6条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
- 3 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客に解除されたものとみなし処理することがあります。

### 当ホテルの契約解除権

第7条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他反社会的勢力であるとき。
- (3) 宿泊客が、暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体又は構成員であるとき。

- (4) 宿泊客が、暴力団等に該当する者が役員となっている法人又はその構成員であるとき。
- (5) 宿泊客が、当ホテル若しくは従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当な要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様の行為を行ったと認められるとき。
- (6) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (8) 宿泊客が、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。  
(大阪府旅館業法施行条例第6条)
- (9) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。

- 2 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

### 宿泊の登録

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
  - (2) 外国人にあっては、パスポートの写しを提出するか国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日を登録
  - (3) 出発日及び出発予定時刻
  - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

# ホテルロイヤルクラシック大阪

## 宿泊約款

### 客室の使用時間

第9条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌日午前12時までとします。ただし連続して宿泊する場合には到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次の追加料金を申し受けます。

- (1) 超過3時間までは、室料金の3分の1
- (2) 超過6時間までは、室料金お2分の1
- (3) 超過6時間以上は、室料金の全額

### 宿泊客の契約解除権

第10条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に提示した利用規則に従っていただきます。

### 営業時間

第11条 当ホテルのフロント等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は、備え付けのパンフレット、各所の掲示、客室内TVのVODメニューの「ホテルご利用案内」等でご案内いたします。  
フロント・キャッシャー等サービス時間：

- |           |      |
|-----------|------|
| (1) 門限    | なし   |
| (2) フロント  | 24時間 |
| (3) 外貨両替機 | 24時間 |

2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

### 料金の支払い

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。

3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

### 当ホテルの責任

第13条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものではないときは、この限りではありません。

2 当ホテルは、万一の災害等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

### 契約した客室の提供ができないときの取扱い

第14条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

### 寄託物等の取扱い

第15条 宿泊客が客室内の金庫に保管した物品又は現金ならびに貴重品について、滅失、毀損等の障害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルはその損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは30万円を限度としてその損害を賠償します。

2 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになり、客室内の金庫に保管しなかった物品又は現金ならびに貴重品について、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、30万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

# ホテルロイヤルクラシック大阪

## 宿泊約款

### 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管、廃棄

- 第 16 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡します。
- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとし、ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後、最寄りの警察署に届けます。
- 3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとし、

### 駐車場の責任

- 第 17 条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであつて、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

### 宿泊客の責任

- 第 18 条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

別表第 1 宿泊料金等の内訳  
(第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料 [ 室料 (又は室料+朝食料) ] ② サービス料 (①×10%)
	追加料金	③ 飲食料 [ 又は追加飲食 (朝食以外の飲食料) ] 及び その他の利用料金 ④ サービス料 (③×10%)
	税金	⑤ 消費税 ⑥ 宿泊税

別表第 1 宿泊料金等の内訳  
(第2条第1項及び第12条第1項関係)

		不 泊	当 日	前 日	9 日 前	20 日 前
一 般	14名まで	100%	80%	20%	---	---
団 体	15名~99名まで	100%	80%	20%	10%	---
	100名以上	100%	100%	80%	20%	10%

(注)

1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。
3. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については、違約金はいただきません。

# ホテルロイヤルクラシック大阪

## 客室利用規則

ホテルの公共性とお客様の安全かつ快適なご宿泊を確保するため、宿泊約款第10条にもとづいて、下記の規則をお守りいただくことになっております。この規則をお守りいただけないときは、ご宿泊のご継続および館内施設のご利用をお断りさせていただくこともあります。

- (1) 客室を許可なしに宿泊および飲食以外の目的にご使用にならないでください。
- (2) 外部から出前をおとりにならないでください。
- (3) 廊下または客室内でアイロンおよび暖房用または炊事用の火気をご使用にならないでください。
- (4) 窓の施錠を操作して解放なさないでください。
- (5) 火災防止のため、ベッドの中で喫煙なさないでください。
- (6) 禁煙指定された客室及び館内の定められた喫煙場所以外での喫煙は固くお断りいたします。
- (7) 外来客を客室内に招いて諸設備および諸物品を使用させたりなさないでください。
- (8) 館内および客室内の備品をみだりに所定の場所から移動なさないでください。
- (9) 館内および客室内の器具・備品の現状を許可なしに変更したり手を加えたりなさないでください。
- (10) 館内に次のようなものをお持込みにならないでください。
  - イ 愛玩の動物、鳥類等
  - ロ 悪臭を発するもの
  - ハ 常識的な量をこえる物品
  - ニ 鉄砲、刀剣等。但し、ホテルが認めたものは除きます。
  - ホ 火薬、揮発油の発火または引火しやすいもの
  - ヘ その他、他の宿泊客の安全性を脅かす物件と認められるもの

館内および客室で高声、放歌または喧嘩な行為等で、他のお客様に不快感をあたえたり迷惑をかけたりなさないでください。

- (11) 館内および客室内でとばくや公序良俗に反する行為をなさないでください。
- (12) 館内で許可なしに他のお客様に広告物を配布したり、物品を販売したりなさないでください。
- (13) 睡眠薬その他の薬物のご使用により、他のお客様およびホテルに迷惑をおかけにならないでください。
- (14) 館内の宿泊および営業施設以外の場所に許可なしに立入ったり、立入りを強要なさないでください。
- (15) 他のお客様に不快感をあたえたり、迷惑をおかけしたりするような疾病をおもちの方の宿泊はお断りさせていただくことがあります。
- (16) 未成年者のみのご宿泊は、特に保護者の許可のない限りお断りさせていただきます。
- (17) 廊下やロビー等に所持品を放置なさないでください。
- (18) 現金、貴金属等の貴重品は、お部屋の金庫にて保管ください。ホテル館内での紛失についてはホテルは一切責任を負いかねます。尚、美術品、骨董品などの品物をお預かりできません。
- (19) 下記の場所でのお預かり品の保管は、特に指示のない限り、ご出立後、3ヵ月までとさせていただきます。
  - イ 客室での洗濯物
  - ロ フロントでのお預かり物尚、クロークでのお預かり物は当日限りとさせていただきます。
- (20) お勘定は7日目ごとにお支払いいただくこと、7日以内でも、ホテルからの請求に従ってお支払いください。
- (21) 予定宿泊日を延長される場合には、それまでのお勘定を一旦お支払ください。
- (22) 館内でホテルの許可なく写真または動画を撮影されたり、撮影された写真や映像等を営業目的で放映または販売することは固くお断りいたします。

## ホテルロイヤルクラシック大阪 客室利用規則

---

- (23) 客室よりの電話には施設利用料を加算させていただきますのでご了承ください。
- (24) 浴衣、スリッパ等のままで客室からお出にならないでください。
- (25) 館内及び敷地内でお客様に迷惑をかけるような写真撮影は固くお断りさせていただきます。
- (26) ポットなどの客室内備品を用いて、客室内で調理は行わないでください。
- (27) 宿泊客がスーツケースの廃棄をホテルに求める場合、有償となります。